

信用取引に係る委託保証金の計算方法等の見直しに伴う 「受託契約準則」の一部改正について

平成 2 4 年 1 0 月 4 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今般、「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」（以下「内閣府令」といいます。）に定める信用取引に係る委託保証金の取扱いについて、信用取引の委託保証金に係る計算の基準となる時点を、受渡日から約定日に変更できることとする改正が行われ、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行されるため、当取引所としましては、内閣府令の改正にあわせて、委託保証金の計算方法を変更することとし、「受託契約準則」の一部改正を行います。

改正の概要は以下のとおりです。

II. 改正概要

1. 委託保証金の引出し等について

a. 金銭又は代用有価証券の引出し

- 受入保証金の総額から、信用取引に係る未決済勘定の約定価額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額について引き出させる場合には、計算の基礎となる約定価額から、弁済の申し出がされた有価証券の約定価額を、当該弁済の申し出がされた日から差し引くことができるものとします。

b. 他の信用取引の委託保証金への充当

- 反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日から、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から差し引くことができることとします。

2. 反対売買による利益額の取扱いについて

- 反対売買による利益額を委託保証金として差し入れることにつき顧客の同意がある場合には、反対売買による弁済の申し出がされた日から、信用取引に係る受入保証金の総額に当該利益額を加算して計算することができることとします。

3. 維持すべき委託保証金額の計算について

- 反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日から、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、預託率を算定する際の計算基礎となる未決済勘定の約定価額から差し引くことができることとします。

(備 考)

・受託契約準則第 4 2 条第 1 項、第 2 項

・受託契約準則第 4 2 条第 3 項

・受託契約準則第 4 3 条第 4 項、第 5 項

・受託契約準則第 4 6 条第 1 項

- ・ 預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算が生じた日から起算して3日目までに、弁済の申し出又は損金相当額の差入れがされた場合には、当該弁済の申し出がされた有価証券の約定価格に100分の20を乗じた額、又は当該差入れのあった損金相当額を、追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。

※なお、平成24年7月30日公表の制度要綱において、「預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算（追証）が生じた日から起算して2日目までに、委託保証金の差換えの申し出がされた場合で、新たに差し入れられる代用有価証券の評価額等が差換えを行う代用有価証券の評価額等を超過するときは、当該超過額を追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。」としておりましたが、受入保証金額の計算とは別の計算が必要となる点において、運用面における煩雑さを招くことが考えられることから、維持すべき委託保証金のうち代用有価証券の売買による差換えについては制度上の手当てを行わないものとします。

4. その他

- ・ 信用取引の規制に係るガイドライン等の見直しを行うものとします。
- ・ 発行日取引についても、上記（3）と同様の取扱いとすることとします。
- ・ その他所要の改正を行います。

・ 受託契約準則第4
6条第2項、第3項

・ 受託契約準則第35
条第2項、第3項

Ⅲ. 施行日

この制度改正は、平成25年1月1日から施行します。

以 上